

みやき町浄化槽整備推進事業
要求水準書（案）

平成27年7月1日

みやき町

目次

I. 総則	1
1. 本書の位置付け	1
2. 事業実施の基本	1
3. 遵守すべき法令等	1
4. 国庫交付金制度への対応	2
5. 官公署等の関係機関に対する手続き等	2
6. 事業者の権利義務等に関する制限及び資本金の確保	2
II. 本事業の基本的な取組方針	3
1. 業務の実施方針	3
2. 業務に係るコスト	3
3. 地域への貢献	4
4. 住民への広報	4
5. 事業者の目標達成に対するインセンティブ措置・ペナルティ措置	4
III. 事業計画	5
1. 事業計画	5
2. S P Cの資本金	6
IV. 浄化槽の設置業務に関する事項	7
1. 設置業務の実施体制等	7
2. 設置工事計画	7
3. 設置工事の品質確保	9
4. 住民対応	10
5. 浄化槽の所有権移転	10
6. 工事記録の方法	10
V. 浄化槽の維持管理業務に関する事項	11
1. 維持管理業務の開始に係る手順	11
2. 維持管理業務の実施体制	11
3. 維持管理計画	12
VI. 住民サービス	14
1. 流入管・放流管工事への対応	14
2. 排水設備工事・家屋改築工事への対応	14
3. 単独処理浄化槽・汲み取り槽撤去工事の対応	14

VII. 業務実施状況の監視に関する事項	15
1. 監視の方法	15
2. 監視結果の評価	15
VIII. その他の事項	16
1. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	16
2. 事業の継続が困難となった場合における措置	16
3. 支払手続き	17
別表1 「年度別設置工事目標基数」	18
別表2 「年度別寄附受付基数」	18
別表3 「年度別維持管理予定基数」	18
別紙1 町と事業者（SPC）のリスク分担（案）	19

I. 総則

1. 本書の位置付け

本書は、みやき町（以下「町」という。）が、みやき町浄化槽整備推進事業（以下「本事業」という。）を実施する選定事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務水準を定めるものであり、募集要項と一体のものである。

2. 事業実施の基本

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、町内全域（別紙 2「浄化槽整備区域図」参照。以下「浄化槽整備区域」という。）を対象として浄化槽の整備等を行うものである。

事業方式には、事業者が浄化槽を設置した後、当該浄化槽に係る所有権を町に移転し、事業者が維持管理業務を行う、いわゆる B T O（Build Transfer Operate）方式を採用する。ただし、B T O方式以上の事業効果が認められる場合は、この限りではない。

本事業の実施に当たって事業者は、本事業が住民（事業所を含む。以下同じ。）の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。また、町は本事業が民間事業者によって実施されるものであることを理解し、事業者と対等な立場で事業の円滑な推進に向けて相互に協力、協調するものとする。

3. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施に当たって、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他の関係法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。以下に主な法令等を示す。

- ① 浄化槽法
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ③ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ④ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ⑤ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ⑥ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑦ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ⑧ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ⑨ 上記法律に関連する施行令、施行規則、通知及び通達等
- ⑩ 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年 10 月 17 日条例第 22 号）
- ⑪ 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和 60 年 12 月 28 日規則第 56 号）
- ⑫ 浄化槽法施行細則（佐賀県）（昭和 60 年 9 月 30 日 規則第 39 号）

- ⑬ 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成6年10月20日衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）
- ⑭ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年衛浄第34号厚生省通知）

4. 国庫交付金制度への対応

本事業で設置する合併処理浄化槽（付帯設備を含む。以下「浄化槽」という。）は、毎年度、適宜町が買取ることとしており、買取りに当たっては、環境省所管の汚水処理施設整備交付金を活用するものである。

事業者は、本事業において上記の交付金制度を円滑に活用できるよう、環境省の発する種々の情報に留意する他、交付金制度に係る情報収集や理解度の向上に努めるものとする。

なお、本事業に関する上記の交付金制度に変更があった場合は、必要に応じて町と事業者が互いに協力し、本事業の継続に努めるものとする。

5. 官公署等の関係機関に対する手続き等

本事業の実施に当たって必要となる官公署等の関係機関への申請手続き等において、事業者が必要とする手続き等については、事業者の責任により行わなければならない。

また、町が行うべき手続き等については、事業者は当該手続きに必要な書類、資料等の作成について町に全面的に協力しなければならない。

6. 事業者の権利義務等に関する制限及び資本金の確保

町の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

特別目的会社（以下「SPC」という。）の出資企業は、本事業が終了するまでその株式を保有し、町の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。ただし、本事業に必要な資金を融資する融資機関が担保権を設定する場合は、除くものとする。

事業者は、町との間で取り交わす基本協定の締結までに、企業間協定書を作成し、各参加企業の出資割合、役割分担、責任等を明確にするものとする。

代表企業の出資割合は、事業期間を通じて構成企業の最大出資とする。

II. 本事業の基本的な取組方針

1. 業務の実施方針

(1) 業務全体に関する事項

事業者は、本事業が生活排水の適正な処理の推進によって、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

事業者は、本事業の実施において、常に品質向上と安全確保に努めるとともに、業務の効率性及び透明性を確保しつつ本事業に対する住民の信頼度の向上に努めなければならない。

事業者は、経営の安定を図るため、適切な財務会計及び財務管理に努めなければならない。

(2) 環境負荷軽減に関する事項

事業者は、本事業において設置及び維持管理を行う浄化槽について、安定的に所期の機能を発揮し、その放流水の水質を確保するために必要な措置を講じなければならない。

事業者は、浄化槽の設置業務において、周辺・近隣に対する騒音、振動、粉じん等の影響を抑制するとともに、発生する廃棄物や残土の適切な処理を行わなければならない。

(3) 住民サービスに関する事項

住民に対して良質なサービスを提供するため、事業者は窓口の設置や緊急対応のための体制を構築するなど種々の工夫を行うものとする。

また、浄化槽の設置業務、維持管理業務に係る費用の低減策を講じることにより、町の支援策と相まって住民負担のより一層の軽減に努めなければならない。

(4) 町との連携に関する事項

事業者は、本事業の目的の達成と円滑な実施のため、必要に応じて町と協議を行うものとする。また、町との連携を密にするため、平常時及び非常時における連絡体制を構築しなければならない。

2. 業務に係るコスト

(1) 浄化槽の設置業務

事業者は、浄化槽の設置工事について、町が定める基準額を上限として、コストの縮減に努めなければならない。

(2) 浄化槽の維持管理業務

事業者は、浄化槽の保守点検、修繕の維持管理業務について、町内の実勢価格を踏まえ、コスト縮減に努めなければならない。

3. 地域への貢献

事業者は、本事業の実施に当たり地元企業の活用、地域の人材活用、環境保全活動等、地域への貢献に努めなければならない。

4. 住民への広報

事業者は、本事業を効率的に推進するため、広報資材を活用し、住民に対する周知・PRを行うものとする。

(1) 浄化槽の設置及び維持管理等に関する住民への広報計画

事業者は、事業の着手に先立って住民向けの広報計画書を作成しなければならない。広報計画書には、少なくとも以下の内容を含むものとする。

- ① 本事業の趣旨と概要
- ② 本事業における町、事業者及び住民の関係と各々の役割
- ③ 地域の生活環境の現状
- ④ 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の相違
- ⑤ 合併処理浄化槽の必要性
- ⑥ 浄化槽の設置工事の概要
- ⑦ 本事業対象外となる家屋の改築工事等と本事業との関係、費用負担、権利関係
- ⑧ 浄化槽の使用方法、使用上の留意事項
- ⑨ 浄化槽の維持管理業務の概要
- ⑩ 使用料の概要

(2) 浄化槽の設置及び寄附の推奨

浄化槽の設置及び寄附をより効率的に推進するため、事業者は、事業内容の周知とともに寄附への推奨を行うことができる。

(3) 浄化槽の適正な維持管理に関する普及啓発

事業者は、本事業の趣旨に則り、町内で浄化槽を使用又は管理する住民等に向けて、浄化槽の適切な維持管理について広く普及啓発を行わなければならない。

5. 事業者の目標達成に対するインセンティブ措置・ペナルティ措置

本事業は、民間の技術力、ノウハウ、創意工夫等の発揮により、浄化槽の設置業務、維持管理業務を、町財政の負担軽減を図りながら効率的かつ適正に実施することを目的としている。そのため本事業の事業契約においては、事業者に対して、できるだけ定量的な数値目標を設定し、その目標達成のためのインセンティブ措置及びペナルティ措置を設ける方針である。具体的な措置内容については、町と事業者との協議のうえ決定し、事業契約書に別途規定するものとする。

Ⅲ. 事業計画

1. 事業計画

事業者は、本事業の実施に当たって、事業着手までに事業計画を作成し、町の承諾を得なければならない。

(1) 事業計画書の概要

事業者は、事業計画書において、事業実施計画、事業収支計画及び資金調達計画を示すとともに、町の支払総額とその内訳を添付するものとする。

(2) 事業促進に関する措置

事業者は、本事業をより効率的に推進するため、住民負担の軽減と安定的な財務運営に努めるとともに、事業の促進のための措置を計画的に講じなければならない。

(3) リスク管理の方針

本事業における浄化槽の設置業務、維持管理業務に係る責任は、原則として事業者が負うものとする。町と事業者の主なリスク分担を以下に示すが、その他のリスク分担については、別紙1「町と事業者（SPC）のリスク分担」によるものとする。

ア. 事業者が負うリスク

- ① 住民に対する事業の普及推進のPR等に係る責任
- ② 事業者が設置工事を実施するために行った調査及び設計の不備又は誤り等から生じる責任及びこれらに起因する修繕費用、追加費用等及び工事工程の遅延等に係る責任
- ③ 設置工事の実施に伴う各種トラブル（事務手続、設置工事計画書、工事費算定、近隣騒音等を含む）の処理に係る責任
- ④ 事業者と指定検査機関との間の業務実施に関するトラブルに係る責任

イ. 町が負うリスク

- ① 本事業に適用する交付金制度の変更等に伴って事業スキームに重要な変更を要し、これに起因して事業の遅延等が生じた場合の責任
- ② 浄化槽の設置後に当該浄化槽の撤去又は新設が必要になった場合の責任。ただし、規模の変更及び負荷量の変更に係るものに限る。また、事業者の判断の過失に伴い浄化槽の撤去又は新設が必要になった場合には、撤去又は新設に要する費用及びこれらの対応に必要な経費等その限度に応じて事業者が町に対して損害を賠償する責任を有する。
- ③ 浄化槽の設置後、町が当該浄化槽を買取るまでの間に、転居、死去等によって浄化槽が使用されなくなり、設置の必要をなくした場合の責任。ただし、事業者の判断の過失に伴う場合は、浄化槽の設置に要する費用あるいは休止等に係る経費等その限度に応じて事業者が町に対して損害を賠償する責任を有する。
- ④ 事業期間中において不可抗力災害等に起因する浄化槽やその設置に必要な器具等の設備損壊に係る責任。
- ⑤ 使用料の不納付者に対する責任。

ウ. 事業者の負担するリスクに対する追加的措置

- ① 事業者は、第三者賠償責任保険に加入するものとする。この保険は、工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合及び事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するためのものである。
- ② 事業者は、浄化槽に異常が生じ、その原因が明らかでない場合に速やかに改善を図るため、保障制度、保証協定その他同種の措置を講じなければならない。

2. S P Cの資本金

事業者は、S P Cを適正に管理運営するために必要な資本金及び資金を確保し、その維持に努めなければならない。

事業者は、運営のための資金が不足した場合の対応を予め定めるとともに、関係者と必要な協定、契約等を結ばなければならない。

IV. 浄化槽の設置業務に関する事項

1. 設置業務の実施体制等

(1) 設置業務の実施体制

事業者は、設置業務の実施に当たって、必要な有資格者を適切に配置するとともに、事故・災害等の緊急時に迅速な対応を図るための体制を確保しなければならない。

事業者は、設置業務の対象となる現場の安全に留意しなければならない。

(2) 窓口業務

事業者は、少なくとも下記の曜日及び時間については、設置業務に係る窓口を設置し、設置申請受付等の住民対応を行うものとする。

・受付日：毎週月曜日～金曜日（年末年始及び祝祭日を除く。）

・受付時間：午前9時～午後5時

(3) 管理・運営の方法

事業者は、常に設置業務の安全確保及び事故・災害等の対応に努めるとともに、必要な資材の調達と保管を適切に行い、機材や仮設材の保管又は備蓄を行って効率的かつ効果的な業務の運営・管理を行うものとする。

2. 設置工事計画

(1) 設置する浄化槽の規格

本事業で設置する浄化槽の機種については、浄化槽法第4条第1項の規定による構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBODが20mg/L以下の機能を有する窒素除去能力を有する高度処理型で低炭素社会対応型浄化槽を原則とする。ただし、地形、家屋敷地状況等の個別の事情により標準仕様での設置が困難と思われる場合は、この限りでない。

なお、設置に際しては、建築基準法の認定証、全国浄化槽推進市町村協議会の登録証等を示すとともに、予め町の承認を得なければならない。

(2) 年度別設置工事計画

事業者は、事業契約に定める事業開始の日から概ね10年間において別表1に示す、累計1,500基の設置工事を行うものとし、年度別設置工事計画書を作成するものとする。

また、各年度において単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を10%以上実施することを目標とする。なお、単独処理浄化槽が環境に与える影響に鑑み、スピード感を持った合併処理浄化槽への転換の提案を求める。

事業者は、年度別設置工事計画書の目標を達成するため、町や関連事業者と主体的に協力し、連携を図らなければならない。

事業者は、年度別設置工事計画書と整合した人員・資器材等の配置計画を示すものとする。

なお、町と事業者は協議のうえで、50人槽までの浄化槽の設置工事費について別途事業契約に規定するものとする。

(3) 工物品質向上の考え方

事業者は、浄化槽法等の関係法令等に基づき、安全、品質及び信頼の向上に努めながら設置工事を行わなければならない。

特に、基礎工事、土工事（掘削、山留、埋戻）、管工事、支障物（地中埋設物を含む）の除去と復旧、廃棄物や残土等の処理、事故や労働災害の防止等について細心の注意を払うとともに、品質向上のための業務改善に努めなければならない。

(4) 設置工事の手順

ア. 設置申請の受付

事業者は、浄化槽の設置を住民から募集し、設置申請を受け付けるものとする。設置申請を受け付けた事業者は、設置申請者に事業や工事の内容・方法、工事中の仮設備、支障物の処理と復旧、設置後の維持管理・法定検査や浄化槽の使用方法、浄化槽設置分担金及び使用料その他の必要な事項を説明しなければならない。

事業者は、設置申請のあった浄化槽の設置に関する現地調査、設計を行い、設置申請者と協議のうえ、設置工事計画書を作成するものとする。

事業者は、浄化槽の設置に伴う処理水の放流について、必要に応じ、利害関係者との調整を行わなければならない。

設置工事計画書の内容について設置申請者と事業者が合意した場合、設置申請者は、事業者を経由して町へ設置申請を行うものとする。同時に、事業者は設置工事計画書を添付のうえ、町に工事の着工通知を行うものとする。

町は、設置申請及び着工通知を受け、添付された設置工事計画書を確認したときは、事業者を経由して、設置申請者に対して設置を認める通知ならびに浄化槽設置分担金の納付を通知するものとする。

イ. 民有地の無償賃貸借契約

設置申請者は、浄化槽の設置に必要な土地について、町と無償賃貸借契約を締結する。

ウ. 浄化槽の設置届と工事着手等

事業者は、建築基準法第6条又は浄化槽法第5条等に基づく浄化槽の設置届出を行うため、所要の手続きを行うものとする。

事業者は、浄化槽設置分担金が納付され、かつ浄化槽の設置届出から浄化槽法第5条の定めに基づく必要な期間を経た後に、設置工事に着手できる。ただし、浄化槽法第5条に基づく知事の勧告・命令を受けていない場合に限るものとする。

(5) 浄化槽の設置工事に係る標準仕様及び標準工程

事業者は、事業契約に先立ち、浄化槽の設置工事に関する標準的な仕様及び工程を作成し、町の承認を得るものとする。なお、工事期間中に必要となるトイレ等の仮設備についても標準とする仕様を施工計画書に示すものとする。

(6) 地域特性等を考慮した設置工事計画書及び特殊工事の扱い

事業者は、浄化槽等の設置工事計画書の作成に際しては、浄化槽整備区域の地形、気象、家屋敷地状況等を十分に考慮すること。また、標準仕様と異なる特殊工事が必要となった場合は町と協議の上、特殊工事の採否を決定するものとする。尚、特殊工事への対応は、標準工事とは別に行うものとする。

- (7) 単独処理浄化槽・汲み取り槽撤去工事への対応
本工事は本事業の対象外とする。

3. 設置工事の品質確保

(1) 事業者の行う自主検査

事業者は、浄化槽の設置工事に係る自主的な検査について、以下の事項を実施するものとする。

- ① 設置工事の完成後に不可視となる箇所について工事中の自主検査を行い、工事写真を添付のうえ検査の内容及び結果を記録し、保管すること。
- ② 設置工事の完成に伴い、環境省通知「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について（平成11年3月31日付衛浄第17号）」に準じてチェックリストを用いた自主検査を行い、工事写真を添付のうえ検査の内容及び結果を記録し、保管すること。

(2) 町の行う工事完了検査

事業者は、浄化槽の設置工事の完成に伴う町の工事完了検査について、以下の事項を実施するものとする。

- ① 設置工事の完成に伴う自主検査に合格した浄化槽について、必要な書類を工事完了届に添えて町に工事完了検査の実施を要請すること。
- ② 浄化槽が適正に設置されているかどうかについて町の実施する工事完了検査を受検すること。なお、町は、検査の結果を遅滞なく事業者に通知し、適正に設置されたと認められる場合に合格通知を発行するものとする。
- ③ 工事完了検査において不合格となり、町から施工の不良、書類の不備等の指摘を受けた場合、事業者は遅滞なく是正措置を講じ、再度、町に工事完了検査の実施を要請すること。

(3) 指定検査機関の行う法定検査

事業者は、本事業で設置した浄化槽に対して指定検査機関が行う法定検査（使用開始後の7条検査）について、以下の事項を実施するものとする。

- ① 法定検査の実施に際し、町、使用者及び指定検査機関と協力すること。
- ② 法定検査の結果において、総合判定が「不適正」となったり、チェック項目が「不可」となるなどの指摘を受けた場合は、事業者は、浄化槽の適正な設置と機能の維持を図るための必要な措置を講じるとともに、町へ報告すること。

4. 住民対応

事業者は、少なくとも以下の事項について誠意ある対応を行い、住民満足度の向上に努めなければならない。

- ① 浄化槽設置工事に係る調査、設計及び設置工事計画書に関する事項
- ② 工事期間中の制約事項
- ③ 敷地等への立入や家屋、土地その他器物の改変に関する事項
- ④ 質問、意見、苦情等に関する事項

尚、事業者は、設置工事の完成後に、設置申請者に対して聞き取り調査を実施する等、設置申請者の意識や満足度の把握に努め、業務改善に活用するものとする。

5. 浄化槽の所有権移転

事業者が設置した浄化槽の所有権は、町の工事完了検査の合格日をもって、町へ移転する。町の工事完了検査に合格するまでの間事業者が設置した浄化槽の所有権は、事業者が保有する。

事業者は、買取に当たり、対象とする浄化槽の工事完了検査の合格通知の写し、設置台帳及び維持管理台帳に関する情報を町へ提出するものとする。

6. 工事記録の方法

事業者は、設置工事に係る記録（調査結果、設計図、設計計算書、取扱マニュアル、工事検査結果等）を電子データにて管理できる設置台帳を自らの費用により整備するとともに、当該電子データを町に定期的に提供しなければならない。

記録すべき内容や電子データの形式、提供頻度等、設置台帳の整備に係る詳細については、事業者と町の協議により決定するものとする。

V. 浄化槽の維持管理業務に関する事項

1. 維持管理業務の開始に係る手順

事業者は、浄化槽等の維持管理業務について、事業契約に基づき、浄化槽法等の関係法令等に則して当該浄化槽等の維持管理業務を適切に行わなければならない。

(1) 事業者が設置した浄化槽

- ① 当該浄化槽の所有権が事業者から町に移転した日をもって維持管理業務を開始する。

(2) 寄附を受けた浄化槽

- ① 当該浄化槽が住民から寄附されることを町が決定した日をもって維持管理業務を開始する。
- ② 住民から寄附の申請を受けた事業者は、当該浄化槽が適正に設置され維持管理されているかについて確認し、適正と認められる場合には、設置及び機能の状況を町へ書面で通知するものとする。
- ③ 町は、当該浄化槽に関する設置及び機能の状況を確認し、支障がないと認めたときは、当該浄化槽に係る寄附を決定し、民有地の無償賃貸借契約を締結する。また、町は寄附申請者に使用料の徴収開始に係る通知を行う。
- ④ 寄附に当たって修繕、改良等が必要となった場合の対応は事業者が行うものとし、その対応に要する費用は寄附申請者の負担とする。

2. 維持管理業務の実施体制

(1) 維持管理業務の実施体制

事業者は、維持管理業務の実施に当たり、必要な有資格者を適切に配置するとともに、故障等緊急時に迅速な対応を図るための体制を確保しなければならない。

事業者は、維持管理業務の対象となる浄化槽の使用状況や稼動状況の把握に努めるとともに、指定検査機関の実施する法定検査に対して協力しなければならない。

(2) 窓口業務

事業者は、少なくとも下記の曜日及び時間については、維持管理業務に係る窓口を設置するものとする。

- ・受付日：毎週月曜日～金曜日（年末年始及び祝祭日を除く。）
- ・受付時間：午前9時～午後5時

(3) 管理・運営の方法等

事業者は、常に維持管理業務の安全確保及び事故・災害時等の対応に努めるとともに、必要な資器材を適切に保管し、予備品や消耗品等の備蓄を行って効率的かつ効果的な業務の運営・管理を行うものとする。

3. 維持管理計画

(1) 維持管理計画書

事業者は、維持管理業務の受託に当たり、予め維持管理手順を定め、町の承認を得るものとする。

維持管理計画書には、設置後の保守点検の手順、指定検査機関との連携方法並びに法定検査の判定結果への対処方法を示すこと。

(2) 寄附の受付

事業者は、寄附に関する受付について、予め手続関係、事前審査や台帳管理、町との連携等に関する事項について定めること。

(3) 浄化槽の清掃について

事業者は、浄化槽の清掃について、町、使用者及び清掃業務受託者と協力し、適切な時期に清掃が実施できるよう努めるものとする。

(4) 年度別維持管理計画

事業者は、事業契約に先立ち、別表3に示す年度別維持管理予定基数と整合した人員・資器材等の配置計画を維持管理計画書に示すこと。

事業者は、維持管理の対象となるすべての浄化槽が所期の処理性能を発揮することを目標とする。

事業者は、原則として毎年4月10日までに当該年度の浄化槽の保守点検計画書を作成し、町と協議するものとする。

事業者は、当該年度の保守点検計画書について町との合意を得たうえで維持管理業務を実施するものとする。

(5) 業務の品質向上

事業者は、個々の浄化槽の使用環境を把握し、浄化槽の状態に応じた業務の頻度及び内容を適切に管理するとともに、業務の品質向上を図るため、以下の事項を実施しなければならない。

- ① 浄化槽の正常な機能を維持するため、清掃時期の判断方法を明らかにするとともに、事故や故障の未然防止に係る措置を講じること。
- ② 浄化槽の保守点検については、物件毎に記録を作成すること。
- ③ 保守点検において浄化槽に不具合が認められた場合、又は指定検査機関の行う法定検査において総合判定が「不適正」となったり、チェック項目が「不可」となるなどの指摘を受けたりした場合は、浄化槽の適正な機能を維持するための必要な措置を講じるとともに、町へ報告すること。
- ④ 保守点検に伴い修繕が必要になった場合、又は法定検査の結果によって保守点検や修繕が必要になった場合は、事業者の負担において当該作業を行うこと。

(6) 住民対応

事業者は、少なくとも以下の事項について誠意ある対応を行い、住民満足度の向上に努

めなければならない。

- ① 浄化槽の使用に関する事項
- ② 維持管理業務の内容、費用（使用料）等に関する事項
- ③ 敷地等への立入や家屋、土地その他器物の改変に関する事項
- ④ 清掃、法定検査の結果並びに法定検査の結果に応じて講じた措置に関する事項
- ⑤ 質問、意見、苦情等に関する事項

(7) 維持管理記録の方法

事業者は、保守点検、清掃、修繕及び法定検査の結果等の維持管理記録、使用状況、稼働状況等を電子データにて管理できる維持管理台帳を自らの費用により整備するとともに、当該電子データを町に定期的に提供しなければならない。

記録すべき内容や電子データの形式、提供頻度等、維持管理台帳の整備に係る詳細については、事業者と町の協議により決定するものとする。

VI. 住民サービス

1. 流入管・放流管工事への対応

事業者が、設置申請者の負担となる流入管・放流管の工事を設置申請者から請け負う場合は、住民へのサービス提供の観点に立ち、工事契約の手順、工事の実施方針、実施体制（調査方法、有資格者の配置、手続き、連絡体制等）、標準的な価格、品質の確保・保証等について示すとともに、住民の経済的負担の軽減に努めなければならない。

2. 排水設備工事・家屋改築工事への対応

事業者が、設置申請者の負担となる排水設備・家屋改築工事を設置申請者から請け負う場合は、住民へのサービス提供の観点に立ち、工事契約の手順、町への補助金の請求や受領方法、工事の実施方針、実施体制（調査方法、有資格者の配置、手続き、連絡体制等）、標準的な価格、品質の確保・保証等について示すとともに、住民の生活環境の向上及び経済的負担の軽減に努めなければならない。

3. 単独処理浄化槽・汲み取り槽撤去工事の対応

事業者は、町の補助金制度の周知を図るものとする。
事業者は、設置申請者から単独処理浄化槽又は汲み取り槽の撤去工事を受託する場合、住民へのサービス提供の観点に立ち、工事契約の手順、町の補助金の請求や受領方法、工事の実施における方針、清掃の方法、実施体制（調査方法、有資格者の配置、手続き、連絡体制）単独処理浄化槽又は汲み取り槽の撤去中の仮設備（トイレ、排水管、水道等）の設置、標準的な価格、撤去物の処理・処分方法等について示すとともに、住民の経済的負担の軽減に努めるものとする。

Ⅶ. 業務実施状況の監視に関する事項

1. 監視の方法

- ① 町は、事業者の行う業務について、必要に応じて現場及び事務所等において確認を行うとともに、事業者に対して説明を求めることができる。
- ② 事業者は、監査役又は会計監査人を置き、事業年度の末日から3月以内に、監査役又は会計監査人による監査を受けた計算書類等（会社法（平成17年法律第86号）第442条第1項に規定する計算書類等をいう。）及び年度事業報告を管理者等に提出しなければならない。
- ③ 会計監査人を置く場合は、公認会計士又は監査法人でなければならない。
- ④ 町は、第2項又は第3項の規定に基づき提出された書類に記録された情報について、みやき町情報公開条例（平成17年みやき町条例第10号）その他の法令の規定の定めるところにより開示することができる。
- ⑤ 事業者は、事業執行過程で知り得た個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びみやき町個人情報保護条例（平成18年6月23日条例第21号）を遵守する他、自ら個人情報の取扱規程を定めなければならない。

2. 監視結果の評価

- ① 町は、事業者が本事業に係る業務を適正に実施しているか否かについて、事業者の業務執行体制及び事業収支等の財務状況並びに設置業務及び維持管理業務に対して、事業契約書及び業務要求水準書等に示す要求水準を満たしているかどうか監視を行い、その結果を評価する。監視の結果は、町が必要と認めるときは、これを公表する場合がある。
- ② 評価対象項目のうち、事業契約に定める予定のインセンティブ条項及びペナルティ条項に関連する項目については、町と事業者が協議のうえ定めることとする。また、事業者は、当該評価対象項目の評価結果について町に異議を申し出た場合に限り、第三者による裁定を求めることができる。
- ③ 評価の結果、事業者の提供するサービスが事業契約に定める町の業務要求水準を満足していないと認められた場合、町は事業者に対して修復勧告を行い、修復策の報告と実施を求めることとする。

Ⅷ. その他の事項

1. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わないときは、事業契約に規定する契約変更、解除等の具体的措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2. 事業の継続が困難となった場合における措置

契約の解除に伴う損害賠償金額、清算の考え方については、事業の継続が困難となった事由に応じて概ね以下のとおりとし、詳細については事業契約において規定する。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由

- ① 事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務不履行又はその懸念が生じたこと等により、町が事業者に対する修復勧告を行った場合において、事業者が一定期間内に修復を図ることができなかつたときは、町は事業契約を解除できる。
- ② 事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難であると合理的・客観的に評価される場合は、町は事業契約を解除できる。
- ③ ①又は②により町が事業契約を解除した場合において、町と事業者は、工事の進捗状況について共同で調査を行い、設置工事が竣工している浄化槽については買取を実施し、竣工していない浄化槽については、その工事の進捗状況に応じて、町が買取又は事業者から撤去させることができるものとする。また、この際、町は事業者に対し、これにより町に生じた損害の賠償を請求できる。

(2) 町の責めに帰すべき事由

- ① 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。
- ② ①により事業者が事業契約を解除した場合において、事業者は町に対し、これにより事業者が生じた損害の賠償を請求できる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由

不可抗力等、町又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、町及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議するものとし、一定の期間内に協議が整わないときは、事業契約を解除する旨を事前に書面にて相手方に通知することにより、町及び事業者は事業契約を解除できる。

3. 支払手続き

(1) 設置業務に係る対価・運營業務に係る対価の支払

- ① 事業者は、当該年度内に町の買取検査の合格後、所有権を移転した浄化槽に係る対価の支払を町に請求できる。
- ② 町は、事業者の請求に応じ、事業契約に定める期間内に、事業者へ対価を支払う。
- ③ 町と事業者との協議のうえ決定し、年度末に目標達成のためのインセンティブ措置及びペナルティ措置については、毎年年度末に町で調整のうえ、事業者と町との協議を行ったのち、精算するものとする。

(2) 維持管理業務に係る対価の支払

- ① 事業者は、四半期ごとに、維持管理業務の対象となっている浄化槽について、業務実施内容を町へ報告する。
- ② 町は、事業者から報告のあった業務実施内容を確認し、事業者と協議を行ったのち、事業者に業務実施内容の承認を通知する。
- ③ 事業者は、町の承認を得た業務実施内容に係る対価の支払について、町と協議を行う。事業者は、対価の支払に関する協議を終えたとき、町に対して対価の支払を四半期毎に請求できる。
- ④ 町は、事業者の請求に応じ、事業契約に定める期間内に、事業者へ対価を支払う。

表 1「年度別設置工事目標基数」

	合計
H28 年度	200
H29 年度	200
H30 年度	200
H31 年度	150
H32 年度	150
H33 年度	150
H34 年度	150
H35 年度	100
H36 年度	100
H37 年度	100

表 2「年度別寄附受付基数」

	合計
H28 年度	150
H29 年度	150
H30 年度	150
H31 年度	56
H32 年度	24
H33 年度	24
H34 年度	24
H35 年度	24
H36 年度	24
H37 年度	24

表3「年度別維持管理予定基数」

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
5 人槽	32	96	160	214	253	287	321	350	374	398
7 人槽	103	309	515	676	787	893	999	1,090	1,166	1,242
10 人槽	40	120	200	263	303	337	371	400	424	448
合計	175	525	875	1,153	1,343	1,517	1,691	1,840	1,964	2,088

別紙1 町と事業者（SPC）のリスク分担（案）

リスクの種類	内容	町	SPC
公募時の説明資料等によるリスク	募集時に町が公表した資料等の誤り及び内容の変更に関するもの	○	
契約リスク	選定事業者と契約が結べない等の事由が町側にある場合	○	
	選定事業者と契約が結べない等の事由が選定事業者側にある場合		○
資金調達リスク	事業に必要な資金調達に関するもの		○
	町の買い取り時期の遅れ・年度委託費の支払いの遅れ	○	
ドキュメンテーションリスク	法令変更等によるリスク	○	
行政リスク	町による議決及び政策変更によるリスク	○	
税制度リスク	消費税等の税率変更に関するリスク	○	
	法人税等の税率変更に関するリスク		○
契約履行リスク	選定事業者の提供するサービス水準が要求水準を満たさない場合に発生するリスク		○
	選定事業者の事業放棄、破たんによるリスク		○
	契約解除時における損害の発生		○
	契約解除時における修復費用の発生		○
	契約解除時における債権者への支払い		○
不可抗力リスク	不可抗力災害等、予見不可能な事象により発生するリスク	○	▽ 1%ルール
物価変動リスク	契約期間中のインフレ、デフレによるリスク	○	
金利変動リスク	契約期間中の金利変動によるリスク		○
維持管理コストリスク	町の責めによる事業内容の変更等による維持管理費の増大リスク	○	
施設損傷リスク	町、利用者、第三者に起因する事故や火災等による施設の損傷リスク	○	
	選定事業者に起因する事故や火災等による施設の損傷リスク		○
	選定事業者が適切な維持管理の業務を実施しなかったことが起因となる施設の損傷リスク		○

備品損傷リスク	経年劣化による備品の損傷リスク (年間●万円まで)	○	
事業遅延リスク	周知・理解不足による事業の遅延		○
設置工事の段階のリスク	設置届・工事完了届等法定要件にかかわるトラブル		○
	設置工事計画書・工事費をめぐる町民とのトラブル処理		○
	工事の実施に伴う町民・近隣とのトラブル		○
	浄化槽設置分担金の未納付		○
	工事中の自然災害による設備損壊		○
維持管理の段階のリスク	保守点検、法定検査等法定要件に関わるトラブル		○
	保守点検、法定検査に関わる機能不全、使用者とのトラブル		○
	想定外維持管理費用の発生	○	
	使用料の未納付	○	
事業終了時リスク	事業終了時の業務等の引き継ぎリスク		○
	契約終了に伴う諸費用の発生に関するリスク		○

※リスク分担表（案）の表中にある「選定事業者」とは、事業契約締結時にはSPCを指す。